

墨田区通学路交通安全プログラム

～ 通学路の交通安全確保に関する取組の方針～

平成28年3月

墨田区

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、通学路における交通安全の一層の確保を目的とした、関係機関による緊急合同点検を実施するよう全国自治体に要請がありました。

これを受けて、墨田区では、各関係機関と緊急合同点検を実施し、必要な安全対策について、協議・実施してきました。

このような背景から、児童が安全に通学できるよう、引き続き通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、関係機関の連携体制を構築し、児童生徒が安全に通学できるように墨田区通学路交通安全プログラムを策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、児童が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路の交通安全確保に関する取組方針

(1) 基本的な考え方

安全な通学路を確保するためには、保護者・学校・教育委員会・警察・道路管理者等すべての関係者が、それぞれ当事者としての役割を認識し、密接に連携・協力して対策を進める必要があります。

文部科学省、国土交通省及び警察庁による「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」に基づき、継続的に各小学校長が指定した通学路の安全を確保するため、連携体制を構築するとともに、取組の効果的・効率的な実施を図ります。

通学路とは、児童等が安全に通学するために利用すべき道路として、学校長が指定したものです。

(2) 実施方法

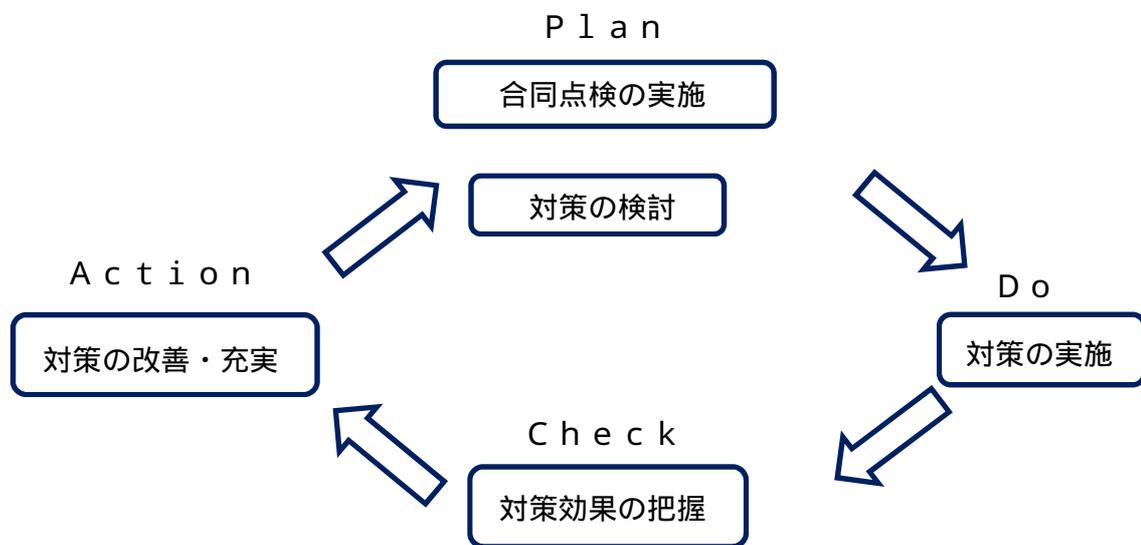
各小学校及び地域の特性を踏まえ、学校、PTA、町会・自治会等、教育委員会、道路管理者及び警察は、通学路の交通安全確保をPDCAサイクルとして、以下の方法により繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

ア 定期的な合同点検

(ア) 区内の小学校25校を5つのグループに分け、それぞれ5年に1回、合同点検を実施します。

(イ) その他、各小学校から合同点検の申し入れがあった場合には、必要に応じて実施します。

(3) 通学路の交通安全確保のためのP D C Aサイクル



ア 合同点検の実施

各小学校ごとに、学校関係者（P T A、町会・自治会等）、教育委員会、道路管理者及び警察が参加する合同点検を行います。

イ 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった、改善が必要な箇所について、道路整備等のようなハード面の対策や、交通規制及び交通安全教育等のソフト面の対策など、必要に応じて具体的な実施メニューを検討します。

ウ 対策の実施

対策の実施に当たっては、その対策が円滑に進むよう、関係機関で連携を図り、実施します。

エ 対策効果の把握

合同点検の結果に基づく対策実施後に、実際に期待した効果が上がっているか等について確認するため、各小学校を通じて対策効果を把握します。

オ 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。